

事務センターだより

第55号
平成20年12月1日
亀山市学校事務センター(文責:西口)



冷たい木枯らしの季節がやってきました。あちらこちらで風邪が流行り、学級閉鎖も相次いでいるとの報道がされています。新型インフルエンザの発生も懸念される昨今です。健康に気をつけ、年の瀬をのり切りましょう。

「扶養」って?



扶養控除申告書や事後確認の時など「扶養」ってことばがたくさんあるけど、何が何にで、何処がどう違うのか・・・よくわからない

ほんと・・・
余りよくわかりませんネー
「扶養」といっても、手当の認定と共済の認定では、少し違います。又、所得税にかかる



簡単に説明すると、下記の表のようになります。詳細については事務センター給与担当にお尋ねください。

● 今あなたが認定されている【扶養】には、下記の3種類の【扶養】があります。

扶養の種類	被扶養者となる親族	認定されたら
扶養手当での【扶養】	職員に扶養されており、恒常的な収入が限度額の範囲内である	毎月の給与支給日に【扶養手当】が支給される
所得税法での【扶養】	その年の1月～12月の収入が限度額の範囲内である	その年の年末調整で課税対象所得から扶養控除が受けられる
共済組合での【扶養】	主として職員(組合員)の収入によって生計を維持し、恒常的な収入が限度額の範囲内である	組合員の被扶養者として認定され、組合員被扶養者証が交付される

● 各種【扶養】の認定にかかる被扶養者の収入の限度とは

年間※収入の合計額		0円～103万円未満	～108万円未満	～130万円未満	～141万円未満	～158万円未満	～180万円未満
配偶者	扶養手当	手当支給の対象					
	所得税	配偶者控除の対象		配偶者特別控除の対象			
共済組合	被扶養者の対象						
子	扶養手当	手当支給の対象(ただし、満22歳の年度末まで)					
	所得税	扶養控除の対象					
	共済組合	被扶養者の対象					
実父母	扶養手当	手当支給の対象(ただし満60歳から)					
	所得税	扶養控除の対象 (公的年金※1収入のみで65歳未満の場合) (非課税所得※2は収入に含めない)					
		扶養控除の対象(公的年金収入のみで65歳以上の場合・非課税所得※2は収入に含めない)					
	共済組合	被扶養者の対象(60歳未満の場合)					
被扶養者の対象(障害年金受給者/60歳以上で公的年金の受給者)							

※年間とは
扶養手当・共済組合
・・・届出の時点から
所得税・・・その年の

※1 公的年金とは

国民年金、厚生年金、国家公務員共済、地方公務員共済、公立学校共済、私立学校教職員共済など
個人年金、財形年金などは公的年金には含まれない

※2 非課税所得とは

- ① 遺族の受ける恩給や年金(いわゆる遺族年金)
- ② 利子所得のうち障害者等の利子非課税制度の適用を受けるもの
- ③ 雇用保険法の規定により支給される失業等給付、労働基準法の規定により支給される休業補償など

※3 扶養手当、共済組合については

収入が月額108,334円・日額3,612円以上の場合は支給の対象から外れる場合がある

収入の額を確認して、正しく届け出ましょう。